

検査標章の貼付位置の見直しについて（概要）

1. 改正の背景

自動車に表示する検査標章については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第66条により、自動車は自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ運行してはならないこととされている。

この検査標章については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条の3において自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることにより表示するよう規定され、また、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付、自車第880号）」（以下、「実施要領」という。）により具体的な貼り付け位置が定められているところ。

本来、自動車の保守管理については使用者の責任のもと行われるものであるが、自動車使用者の車検の受け忘れ等により、少なからず車検切れ状態により運行されている自動車が存在しており、このような車両による事故は被害者及び関係者はもとより加害者にも甚大な負担を強いることとなる。

このことから、無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示する改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

自動車検査業務等実施要領の一部改正

道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則により自動車の前面ガラスに表示することが規定されている検査標章について、具体的な表示位置を定めている自動車検査業務等実施要領において以下の改正を行う。

○前面ガラスに貼り付けて表示する検査標章の表示箇所は、前方かつ運転者席から見易い位置として、前面ガラスの運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年8月
施 行：令和5年1月